

## 次世代育成支援対策推進法に基づく 社会福祉法人つばさの会 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間：平成 29 年 2 月 1 日～平成 31 年 1 月 31 日

### 2.内容

#### ① 男性職員の子育て目的の休暇の取得促進

対策：平成 29 年 3 月

・制度（法人の「育児介護休業規程」第 10 条 子の看護休暇）の内容を書面として抜粋し、職員に配布および説明を行うことによって男性職員の取得を啓発する。

平成 29 年 4 月～

・職員への聞き取り調査を行い、年間を通しての育児を目的とした有給希望の有無を確認して担当部署管理職へ報告、推進する。

② 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

対策：平成 29 年 2 月

・職員に対して平成 29 年 1 月改正に伴う育児介護休業法のパンフレットを配布して周知を徹底する。

平成 29 年 4 月～

・新規採用職員向けパンフレットに制度に関する内容を盛り込み配布する。

③ 子供が保護者である職員の働いているところを実際に見ることができる「子供参観日」の設置を行う。

対策：平成 29 年 3 月

・管理職会議にて年間行事等における参観可能な日の選定を行う。

平成 29 年 4 月

・職員会議にて内容の周知を書面にて行う。